

2013年10月23日

實川 幹朗 様

日本臨床心理学会運営委員
菅野 聖子

平成25年9月16日付で、菅野聖子宛（以下、私）の「謝罪要求書」を平成25年9月17日、大学生協学会支援センター経由で受領いたしておりました。

實川様の「謝罪要求書」を読んで、正直、自己や自己の課題と向き合うことに大変長い時間を費やしました。しかし、そのことで、返答が遅れてしまったことについては、大変申し訳ありませんでした。

この間、私が熟考したことを以下に記させていただきます。

○第49回定期総会時点（2013年8月10日）では、全運営委員が会員に提示し、当学会公式ホームページにも掲載しました「第20期運営委員総括」にも記述した通り、私は、2011年秋に「当事者の許諾も一切得ることもなく、（実名や個人情報）運営委員会のみならず全会員に漏洩する危険に直面している。守秘誓約を守ってもらえないかもしれない」と危機を訴えて来られた当事者手記筆者の立場に立とうとするあまりに、当時の第19期運営委員として同じ立場にある實川様に対し、理解不足であったこと、すなわち「實川様が当事者手記筆者に対し、傷つけるという意図ではなく、かつて連絡をされたことへの無理解」に関して、総会出席の皆様の前で「お詫びします」と口頭で、お伝えしました。

しかし、その時点での私は、心からお詫びするという気持ちにはなっていませんでした。「誤りを認める」という、頭での理解に留まり、實川様の気持ちを考えようという状態にはありませんでした。そこには、實川様に対する「許せなさ」が残っておりました。

その「許せなさ」とは、

①当事者手記筆者の方を、意図的ではないものの傷つけたこと

（實川様も、そのことについては2012年12月の第4回運営委員会に於いて認めて下さっていました）

②時間が経過しても、当事者手記筆者に対して個人的に連絡をとられ、その方を巻き込む行動を取られたこと

の2点が複合したことで、怒りが伴っていました。

現在も、当事者手記筆者に対して連絡を取られることについては、一個人としても、学会運営委員としても、引きつづき控えていただきたいという思いがあ

ります。

しかし、今回、實川様が私に伝えられたことを受けとめようとする時、その2点とは異なる視点が自分には必要なのだと思い至りました。

私は、当時運営委員である實川さんに対して、「当事者手記筆者に対し、運営委員としてこうあるべき。その行動はあってはならない。学会理念に照らしたとき、看過できない。許せない。」という強い感情を抱き、当事者手記筆者を危機に陥らせた事への敵対心を持ちながら、身を懸けて第48回定期総会「総会討論」を設定して臨みました。今思えば、猪突猛進さと、この敵対心そのものが實川さんを理解しようとする気持ちを阻んでいたと思います。

しかし、その「運営委員なのに」という発想は私自身が持つ差別意識であることに気づきました。

社会における「男（女）だからこうあるべき」「〇〇歳だからこうあるべき」などの発想から、ある程度自由であるつもりでいても、自分自身の行為を振り返ってみると、「〇〇であるべき」ということを自分自身や他者に求め、そのことで人を苦しめてしまい、人を一人の人間としてみて、接し、理解し、共にあるうとしていないことが分かりました。

失敗のない人などいません。實川さんが「謝罪要求書」に「通常の関係の中で失敗し、傷つき、反省する権利」と書かれていましたが、「当事者である、なし」に関わらず、自分自身や他者の失敗を認められない心が私にはあるのだと思います。そのような状態で實川さんに対して「(当事者手記筆者に対し)何故そうした行動をとられたのですか？」と問うこともないまま、「運営委員として許せない」という思いが先行して、運営委員同士としても、よく話し合いをせず、人を責める心境で、問題提起する行動に至ったのだと思います。

学会の「共に生きる」理念と照らせば、反することなのです。

決して「實川さんの要求の意味を理解して無視していた」のではなく、理解をしない状態のまま、当事者手記筆者の権利を守るべく行動することによって、實川さんが「侮辱」と感じてしまう状況を起こしていたのだと、徐々に理解できるようになってきています。

必死な行動だったとは言え、實川さんに対して敵対心を持ってしまい、そうした行動をとり続ける期間において、實川さんの心情を一切考えられる状態に無いままでした。大変申し訳ありませんでした。

○次に「会告」の訂正要求の件について、現在の考えの過程を正直に述べさせていただきます。

このことに関しては、「實川さんの認識されている内容」と「当方が認識している内容」とが互いに食い違っており、平行線にある可能性が高いと考えます。

それは「實川様と当事者手記筆者の関係性」と「私と当事者手記筆者の関係性」が時々刻々異なっており、そのことで「事実」「根拠」としていることが異なっているからではないだろうかと思います。

實川様は「臨床心理学研究第50巻第2号」中の「会告」に誤りがないと認識されており、根拠は「第19期編集委員会メーリングリストのやりとりを見れば明らか」とされています。なお、当事者手記筆者より、實川様と御本人との間で、實川様の意図（Mシの仕組みについて説明したこと）について、時間が経って後に相互理解されたことは、後になって直接当事者御本人から聞いております。

私は、「2011年夏から秋の第47回大会時点において起きた状況」について問題提起し、会告の記載では「實川さんがメーリングリストで示した内容」と「当事者本人と菅野の受けとり」とが異なっているという主張を続けてきました。

第19期編集委員会Mシを当時読んだ上でも、当事者手記筆者が、当時、實川さん他数名の委員を除いた我々運営委員複数に対して、「『實川氏や他の委員に（個人情報について）守秘誓約を求めても誓約してもらえない。論理の暴力に直面している。運営委員会として善処を』と運営委員長にいくら言っても応答してもらえない。編集委員会Mシを運営委員会Mシに公開してほしい。」と、運営委員長への不満と共に、やむなく公開を求めるに至った経緯を文書に記していました。

よって、私の方はそれを見て、当事者手記筆者の「そもそもの目的」である「編集委員会内で守秘誓約をしてほしい」ことがかなわず、「手段」として「編集委員会Mシ」の公開を希望していることを理解し、直接の電話連絡でも本人から話を伺っていました。当事者手記筆者からの、その文書は、その後2013年4月の運営委員会で、個人名不明の状態にして配布し、その場で回収させていただきました。その文書を根拠の一つとして、私の主張を続けていました。

一方、この過程において、實川さんにはこの文書が届いておらず、私の手元には届いていました。

すなわち長い期間、それぞれ共通・同一ではない情報をもとに思考し、議論が開始されていたことが明白となった時に、私は愕然としたことを忘れません。

このように實川様への返答を記させていただく中で、省察する時、前述しました「私が自己や他者の失敗を認められない」こと、實川様が記している「当事者が通常の社会関係の中で、失敗し、傷つき、反省する権利を奪おうとしている」ことの意味とが通底することが浮かび上がってきました。つまり、「会告」

論争においても、私は、實川様のかつての行動を結果的に責め続けているという
ことへの理解にやっと至りました。

このような思考・行動パターンは、やめたいと思っています。

しかし、運営委員会で合意形成した内容が、運営委員全員の承諾もないまま
で、訂正されて会員に公示されてしまったことは肯定できません。

これも、過去のことであって、大切なのは現在、誰もが存在を脅かされず、
心身安全に生活できることだと思います。

今後、当事者手記筆者の方を巻き込むことはできませんし、實川様の行為に
対して責めることもやめたいと思います。

私は、以前に精神障害の一つである神経症の時期があり、社会生活が成立し
ている現在においても、自分自身の人格構造の根幹に生きづらさとしての障害
(神経症)があることを日々痛感して生活しています。その意味では、「当事者
だから」という理由によって、その方の主張を無かったことにしたり、蔑ん
だりということはないつもりです。

障害のある・なしに関わらず、私自身の思い込みの強さによって、相手の話
を十分に聞けなかったり、相手の思いを受けとれなかったり、相手を理解する
ことが不足したり、人としての努力が必要な段階にあることは認めています。

以上、まだまだ十分で整理された内容ではありませんが、實川様へのご返答
とさせていただきます。なお、この返答内容には、實川様と当方以外の方の個
人情報に関わる記載があるため、多くの人の目にさらされる場での掲載はいた
しません。

實川幹朗様ご自身に向けての御返答と、させていただきます。